

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

近年、異常気象の常態化・局地化が進む中、全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生しており、本県においても平成30年8月、令和元年10月、令和2年7月、令和4年8月と相次いで記録的な豪雨や局地的な大雨による災害、令和4年12月には急傾斜地における土砂災害に見舞われ尊い生命が失われるなどの甚大な被害が発生した。

国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、地方とともに集中的な対策を実施している。また、本年6月には強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が改正され、「国土強靱化実施中期計画」策定の法定化により、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進することとされたところである。

本県においては、令和3年3月に改定した「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」に基づき、国の5か年加速化対策等の予算を活用しながら取組みを進めている。しかし、自然災害発生時においては、対策が行われた箇所では被害が抑止・軽減される一方で、住民の安全・安心を脅かす被害が各所で多数発生している状況にあることから、国土強靱化の取組みを切れ目なく継続的・安定的に推進していくことが求められている。

よって、国においては、激甚化・頻発化する自然災害を踏まえた対策を引き続き強化し、住民の生命と暮らしを守るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を強力かつ着実に実施するため、対象事業の拡大及び要件緩和を行い、必要な予算・財源を継続的・安定的に確保するとともに、地方財政措置の更なる拡充を図ること。
- 2 「国土強靱化実施中期計画」の策定にあたっては、地方の意見を十分に反映するとともに、昨今の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、国土強靱化の取組みを継続的・安定的に推進するため、現対策を上回る事業規模とすること。
- 3 近年の物価高騰に伴い、資材価格等が上昇している中でも、必要な社会資本整備・管理が計画的に進められるよう、十分な予算の確保を図ること。
- 4 国土強靱化対策の一環として、積雪寒冷地特有の舗装の劣化対策、防雪柵の整備及び除雪機械の更新等の施設整備を着実に推進できるよう道路の雪寒対策に係る十分な予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月6日

衆議院議長 細田博之 殿

参議院議長 尾辻秀久 殿

内閣総務大臣 岸田文雄 殿
財務大臣 鈴木俊一 殿
国土交通大臣 斉藤鉄夫 殿
国土強靱化担当大臣 松村祥史 殿
内閣府特命担当大臣(防災) 松野博一 殿
内閣官房長官

山形県議会議長 森田 廣